（都市住宅課の所掌事務）

**第三十四条**　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十　［略］

二十一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。

二十二～二十六　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

（都市住宅課の所掌事務）

**第三十四条**　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十　［同上］

［号を加える。］

二十一～二十五　［同上］

# 告　示

**○法務省告示第六百二号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| Ｓａｍ建設株式会社 | 宮城県宮城郡利府町春日字金生四十四番地 | とび |

**○法務省告示第六百三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社富田鉄工所の項、株式会社多田紙工の項、東海ナッツ株式会社の項、東陽機器工業株式会社の項及び一建設株式会社の項から株式会社日邦バルブの項までを削り、同表有限会社鈴木雄製作所の項中「有限会社鈴木雄製作所」を「株式会社鈴木雄製作所」に改め、同表国本工業株式会社の項、株式会社産業工業の項及び安田塗装工業株式会社の項から株式会社ヨコオの項まで及び城南建設株式会社の項を削る。

第三号中「平成二十五年十月二十八日」を「平成二十八年十一月三十日」に改める。

**○法務省告示第六百四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 有限会社長江ダクト工業 | 北海道札幌市北区東茨戸二条三丁目六番五号 | 建築板金 |
| 株式会社三國 | 秋田県秋田市楢山城南新町二十三番十七号 | 防水施工 |
| 株式会社川村産業 | 茨城県結城郡八千代町芦ヶ谷九百五十番地 | とび |
| 東成工業株式会社 | 埼玉県鴻巣市箕田千七百二十七番地一 | 塗装 |
| アサカ建材株式会社 | 埼玉県新座市畑中一―十六―四十三―二百二 | 内装仕上げ施工 |
| 有限会社アルファ工業 | 埼玉県児玉郡美里町大字阿那志千九百七番地一 | 塗装 |
| 株式会社星工務店 | 東京都目黒区中町二丁目二十六番六号 | 型枠施工 |
| 加濃建設株式会社 | 東京都杉並区大宮二丁目六番四号 | とび |
| タシロ冷熱株式会社 | 大阪府枚方市長尾家具町二丁目七番地十 | 冷凍空気調和機器施工 |

**○法務省告示第六百五号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 滝送電株式会社 | 千葉県柏市金山七百八十四番地一 | 塗装 |
| 有限会社桃宇工業 | 神奈川県横浜市鶴見区市場大和町九番二十七号 | 塗装 |
| 湘南技術センター株式会社 | 神奈川県横浜市西区平沼一丁目二番二十四号横浜ＮＴビル | 仕上げ |
| 有限会社双和土木 | 神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷一丁目二十一番地の四 | 鉄筋施工 |
| 有限会社ユーキルーフ | 福岡県大川市大字向島千百三十七番地一 | かわらぶき |
| 株式会社川尻型枠工業 | 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦二百三十三番地五 | 型枠施工 |

**○法務省告示第六百六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月三十日

法務大臣　金田　勝年